第２号議案

令和８年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

令和８年度使用教科用図書の採択基本方針を決定することについて、次のとおり提案します。

令和７年４月22日

広島県教育委員会教育長　篠　田　智　志

１　提案の要旨

教科用図書の適正な採択のため、令和８年度に使用する教科用図書の採択基本方針を次のとおり定める。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第６号の規定により、県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針を別紙１のとおりとする。

(2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定により、市町の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、県教育委員会が行う指導、助言又は援助を別紙２のとおりとする。

２　根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六　教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第10条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

別紙１

令和８年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について

令 和 ７ 年 ４ 月 22 日
広 島 県 教 育 委 員 会

１　採択基本方針

（１）採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、各学校が選定し、申請した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び各学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

（２）適正かつ公正な採択の確保

ア　教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと。

イ　特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。

（３）開かれた採択の推進

ア　採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ　次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

（ア）義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

（イ）教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

ウ　その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること。

２　選定上の留意事項

（１）各学校は教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考に十分な調査研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を県教育委員会に提出すること。

（２）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第９条第１項の規定による教科用図書については、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定すること。

（３）特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書については、別紙２「令和８年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」の２（２）ア（イ）及び（ウ）に準じて行うこと。

別紙２

令和８年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について

令和７年４月 22 日
広島県教育委員会

１　採択基本方針

（１）採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択すること。

また、学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択すること。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行うこと。

ア　学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書について

（ア）内容の特徴・程度

（イ）内容の構成・配列・分量

（ウ）内容の表現・表記

（エ）印刷・製本の状態

（２）適正かつ公正な採択の確保

ア　教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと。

イ　特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。

（３）開かれた採択の推進

ア　採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ　次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

（ア）義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

（イ）教育委員会及び採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

ウ　その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること。

２　方法、組織及び手続

市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長は、県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって、採択を行うこと。

（１）小・中学校用教科書について

原則、令和７年度の教科書採択については、令和６年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。

（２）学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書について

ア　文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、次の場合には学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書を採択する。

（ア）小・中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科

用図書を使用することが適当でない場合

（イ）特別支援学校の小・中学部において、検定済教科用図書又は著作教科用図書のない場合

（ウ）特別支援学校の小・中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合

イ　各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出する。

参考資料１①

令　和　７　年　４　月　１８日

広島県教育委員会様

広島県教科用図書選定審議会
会　長　宮　本　佳　宏

令和８年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択に関する事務に対して広島県教育委員会が行う指導、助言又は援助に関する事項について（答申）

貴教育委員会から諮問されましたこのことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第８条第１号の規定により、令和８年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書に係る次の事項について答申します。

○　採択の基本方針について（別紙）

令和８年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について

広島県教育委員会

１　採択基本方針

（１）採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択すること。

また、学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択すること。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行うこと。

ア　学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書について

（ア）内容の特徴・程度

（イ）内容の構成・配列・分量

（ウ）内容の表現・表記

（エ）印刷・製本の状態

（２）適正かつ公正な採択の確保

ア　教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと。

イ　特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。

（３）開かれた採択の推進

ア　採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ　次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

（ア）義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

（イ）教育委員会及び採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

ウ　その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること。

２　方法、組織及び手続

市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長は、県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって、採択を行うこと。

（１）小・中学校用教科書について

原則、令和７年度の教科書採択については、令和６年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。

（２）学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書について

ア　文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、次の場合には学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書を採択する。

（ア）小・中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合

（イ）特別支援学校の小・中学部において、検定済教科用図書又は著作教科用図書のない場合

（ウ）特別支援学校の小・中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合

イ　各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出する。

参考資料２

教科用図書の採択について

<table>
<tr><td></td><td>県立学校
（高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部）</td><td colspan="3">義務教育諸学校
（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>県　立</td><td>市町立</td><td>国・私立</td></tr>
<tr><td>採択の権限</td><td colspan="2">県教育委員会</td><td>市町教育委員会</td><td>校　長</td></tr>
<tr><td>県教育委員会が行う所掌事務</td><td colspan="2">採　択</td><td colspan="2">採択権者に対する指導、助言又は援助</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育委員会会議付議事項</td><td colspan="4">採択基本方針</td></tr>
<tr><td colspan="2">（別紙１）</td><td colspan="2">（別紙２）</td></tr>
<tr><td>手続</td><td>―――</td><td>各学校の選定について選定審議会に意見を聞く</td><td colspan="2">選定審議会に諮問・答申</td></tr>
<tr><td>根拠規定</td><td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第６号</td><td>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条</td><td colspan="2">義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条</td></tr>
<tr><td>種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間</td><td>１　年</td><td colspan="3">４　年
ただし、学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書については１年である。</td></tr>
</table>

義務教育諸学校の教科用図書の検定・採択の周期

◎：検定　　△：採択　　○：使用開始

学校種別等区分＼年度		H30	H31（元）	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
小学校 ※義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校小学部を含む。	検定	◎				◎				◎
	採択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中学校 ※義務教育学校（後期課程）及び特別支援学校中学部を含む。	検定	◎	◎				◎			
	採択	▲	△	△				△		
	使用開始		●	○	○				○	

↑（注）２参照

（注）
1　◎：検定年度
　△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
　○：使用開始年度（小・中学校は原則として４年ごと）
　▲：直近の検定で合格した「特別の教科　道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度
　●：「特別の教科　道徳」の教科書の使用開始年度
2　太線以降は、学習指導要領（小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）及び中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号））の教育課程の実施に伴う教科書についてである。
3　義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第９条第１項に規定する教科用図書の採択については毎年行う。

義務教育諸学校用教科用図書の基本的な採択の仕組み（令和７年度）

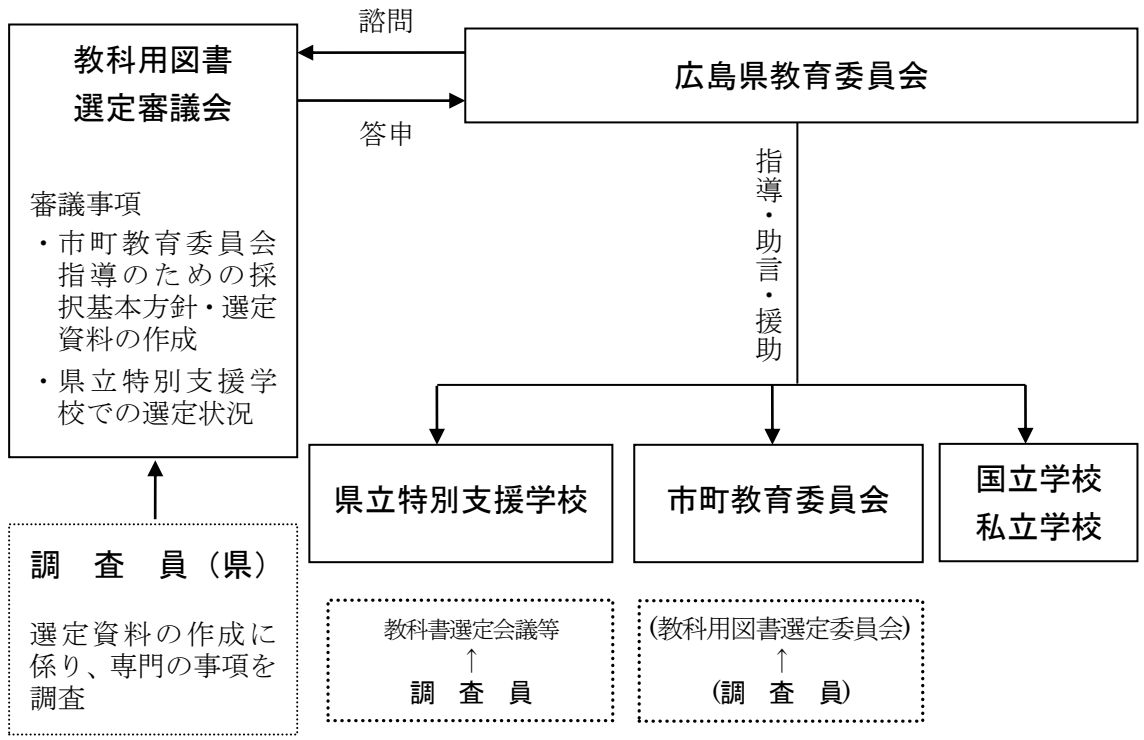

学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書（一般図書）について

○　教科用図書の種類

① 文部科学大臣の検定を経た教科用図書（文部科学省検定済教科用図書）

② 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（文部科学省著作教科用図書）

③ 学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書（一般図書）

○　学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書とは

学校教育法附則第９条第１項の規定により、高等学校、特別支援学校及び特別支援学級において、①又は②の教科用図書がない場合や、特別の教育課程を編成する際、①又は②の教科用図書を使用することが適切でない場合に、他の適切な教科用図書を使用することができる。

この教科用図書のことを、一般図書と呼んでいる。

※　学校教育法附則第９条第１項

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

※　学校教育法第 34 条第１項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

令和７年度教科用図書採択日程

月	県教育委員会	市町教育委員会	県立特別支援学校（小・中学部）
R6 12 月	◇教育委員会会議 （選定審議会委員の選任方針）		
R7 3 月	◇教育委員会会議 （選定審議会委員の選任）		
4 月	第１回選定審議会 （採択の基本方針等について審議） 本日 ◇教育委員会会議 （採択の基本方針等決定）⇒ 通知		
5 月	（調査員を選任し、調査員会で選定資料を作成）	・市町教育委員会会議 （県の指導方針に基づき、採択の基本方針等決定）	・教科書選定会議等 （教科書研究の観点等決定）
6 月	第２回選定審議会 （選定資料について審議） 選定資料送付	・教科用図書選定委員会 （教科書研究の観点等決定） ・調査員による教科書調査・研究	・各学校における教科書調査・研究
7 月		・教科用図書選定委員会 （調査員の報告書に基づいて選定し、選定理由書を市町へ提出）	・教科書選定会議等 （教科書研究に基づいて選定し、採択申請書及び選定理由書を県へ提出）
8 月	第３回選定審議会 （特別支援学校小・ 中学部用教科書の採択について審議） ◇教育委員会会議 （特別支援学校小・ 中学部用教科書の採択について経過報告し、指揮を受ける） □教育長決裁〈8/31 まで〉	・市町教育委員会会議 （教科書採択）	
9 月	◇教育委員会会議 （特別支援学校小・ 中学部用教科書の採択結果報告） □文科省へ採択状況、需要数報告	・採択結果・需要数を報告	・需要数を報告

【特別支援学校の採択】著作教科書及び一般図書を、小・中学部ともに採択。

※ 著作教科書…文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書

※ 一般図書…学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書